

広島県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

広島県情報公開条例の一部を改正する条例

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の二―第二十条」を「第十八条―第二十一条」に、「第二十一条―」を「第二十二条・」に改める。

第二条第一項中「並びに県」を「、県」に改め、「同じ。」の下に「並びに広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社及び広島高速道路公社（以下「地方公社」と総称する。）」を加え、同条第二項中「地方独立行政法人」の下に「及び地方公社」を加える。

第五条中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同条各号を削る。

第十条第二号ハ中「並びに地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社」に改め、同条第三号及び第五号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び地方公社」に改め、同条第六号中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは地方公社」に改め、同号ロ及びホ中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は地方公社」に改める。

第十五条第一項中「地方独立行政法人」の下に「、地方公社」を加え、「第十八条から第二十条まで」を「第十九条から第二十一条まで」に改める。

第十六条中「又は第二十一条の規定による申出」を削る。

第二十一条を削り、第三章中第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項第二号中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条の二の見出し中「地方独立行政法人」の下に「及び地方公社」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

2 前項の規定は、地方公社に対する異議申立てについて準用する。この場合において、同項中「県が設立した地方独立行政法人」とあるのは「地方公社」と、「当該地方独立行政法人」とあるのは「当該地方公社」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例第二条第一項に規定する地方公社（以下単に「地方公社」という。）が保有する同条第二項に規定する行政文書にあつては、平成十四年四月一日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の広島県情報公開条例第二十一条の規定による行政文書の開示の申出は、新条例第五条の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている地方公社に対する地方公社の情報公開制度に基づく文書の開示の申出は、新条例第五条の規定による開示請求とみなす。

（広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

5 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成十六年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第三条第一項第一号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。